

Houjin



いせさき法人会報

2025.1.1 No.294



主な記事

- 年頭あいさつ 2・3
- 税の作文コンクール法人会長賞..... 5
- 令和7年度税制改正に関する提言（要約）..... 6～9
- Shining Person・人物往来..... 10～11
- 行政情報 12～15
- 税に関する絵はがきコンクール入賞作品16～17
- 女性部会 21～22
- 青年部会 23
- 行事予定・コラム 24

乙巳(きのと・み)

あけましておめでとうございます。本年の干支は、乙巳（きのと・み）です。

十干の2番目「乙（きのと）」は、広がっていく美しい草花を表しています。また、十二支の6番目「巳（み）」は脱皮し強く成長する蛇から「再生と変化」を意味しているそうです。令和7（2025）年が会員皆様にとって、「努力を重ね、物事を安定させていく」年になることを心から願っております。
(文:事務局)



一般社団法人

伊勢崎法人会

tel 0270-23-8453 fax 0270-23-4891
e-mail houjin84@eos.ocn.ne.jp



年頭御挨拶

一般社団法人 伊勢崎法人会 会長 橋本 公章

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、心新たに清々しい新春をお迎えられたとお慶び申し上げます。

昨年は新年の始まりの日に、能登半島を震源とする大地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を捧げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。そして、復旧復興に取り組んでおられる多くの方々に深甚なる敬意を表したいと存じます。

8月には夏季オリンピック・パラリンピックがパリで開催され、日本のアスリートたちの活躍に元気をもらいましたが、ウクライナ情勢やパレスチナ・イスラエル紛争による、物価やエネルギー価格の高騰により、私たちの暮らしは厳しくなるばかりです。10月に発足した新政権には、経済回復を含め、私たちが安心安全に暮らしていける毎日を守る不断の努力を期待しております。

さて、法人会の理念は

税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である健全な納税者の団体 でございます。

本会も伊勢崎税務署や地元自治体との強固な結びつきにより、健全な納税者団体となっております。

本年も会員企業の発展に寄与できるよう、公開セミナーや研修会等の活動を積極的に進めてまいります。さらに、小学生に税の仕組みや大切さをわかりやすく伝える青年部会が中心となっている租税教室、社会貢献活動である女性部会の花いっぱい運動など、地域を盛り上げていく活動もより一層の充実を図ってまいります。

現在、本会の会員数は約 1,800 社でございます。これからも多くの仲間とともに歩んでいくため、引き続き会員の増強に取り組んで参りますので、役員をはじめ会員皆様方のご協力をお願い申し上げます。

結びに、新しい年が皆様方にとりまして、実り多い年になりますとともに、会員企業の益々のご発展、会員各位のご健康ご多幸を心から祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のあいさつ

伊勢崎税務署長 小池 基之

令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人伊勢崎法人会の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、旧年中は、橋本会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に対し、格別のご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、児童・生徒に税金への理解と関心を深めてもらうため、数多くの小中学校に対する租税教室の実施や、「税に関する絵はがきコンクール」の開催など、税の啓発事業として租税教育の充実に積極的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。また、地域社会貢献事業として法人会公開セミナーの開催、税を考える週間記念事業の上映会の開催、本町通りにおける「花いっぱい運動」など様々な活動を展開されており、深く敬意を表します。

今後とも、地域社会に密着した「魅力ある法人会」が構築されることをご期待申し上げますとともに、皆様方と連携・協調を図りながら、時代に即した税務行政に取り組んでまいりますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、近年、経済社会の変化やデジタル技術の発展の影響、さらに新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広がっています。国税庁では税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進のため、令和5年6月に「税務行政の将来像 2023」を公表しており、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向け、e-Tax等の利便性の向上及びキャッシュレス納付の更なる推進、年末調整手続きの電子化など、利用者目線に立って納税者サービスの向上を推進していくこととしております。

これらの変化や課題に対応していくためには、法人会をはじめとする皆様のお力添えが不可欠であり、法人会の皆様には、今後とも税務行政の良き理解者として一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まもなく、所得税等の確定申告が始まります。

本年も引き続き、ご自宅等からのスマートフォンやパソコンを利用した e-Tax による申告・キャッシュレス納付の推進に取り組んでまいります。とりわけ、スマートフォンによる申告、「スマホ申告」においては、収入や控除証明書のデータが自動入力できるマイナポータル連携を勧めており、事業主の方が給与所得の源泉徴収票を税務署への提出範囲にかかわらず e-Tax で提出していただきますと、給与所得の情報が自動入力の対象となっております。

混雑が予想される確定申告会場へ出向かなくても申告・納税ができるよう取り組んでおりますので、是非とも、伊勢崎法人会会員の皆様そして各法人の従業員の皆様には、ご自宅等からの e-Tax・スマホ申告を、納税は振替納税をご利用いただければと思います。

結びに当たりまして、一般社団法人伊勢崎法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



明けましておめでとうございます
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます



伊勢崎税務署
署長 小池基之
法人課税第一部門統括国税調査官 宮下三男
法人課税第二部門統括国税調査官 阿部進一
法人課税第一部門総括上席国税調査官 森下竜司
顧問 山崎泰男
会長 栗原俊夫
副会長 橋本公章
北原康男
板垣雅直
神澤秀明
多部田敬三
飯塚勝亮
下田雅樹
泉宏彰
青年部会長 杉原みち子
女性部会長
外役職員一同

広報委員会

委員長 北原康男
副委員長 高木均
委員 藤田政幸
柏井喜市
大竹昌樹
島田利春
橋本文秀
中島省三
榎良一
田島義文
宇都木正之
狩野定利
斎藤淳司
吉田勝昭
増茂信幸
高田東明
吉田 励
天田誉哉
布施陽一郎
青山健太郎
井野克彦
松澤和子
荻原マサエ
泉宏彰
神林 将
都丸美樹子
小暮笑鯉子

令和6年度税を考える週間事業として伊勢崎税務署外2団体の主催による納税表彰式が令和6年11月12日(火)、プラザアリアにおいて開催されました。伊勢崎法人会からは次の皆様が受賞の栄誉に輝かれました。誠にありがとうございます。

伊勢崎税務署長表彰



理事 上柿 敬一様

伊勢崎行政県税事務所長表彰



理事・青年部会長 泉 宏彰様

税についての作文

「税についての作文」募集事業は租税教育の一環として、中学生・高校生を対象に伊勢崎佐波納税貯蓄組合総連合会と伊勢崎税務署の共催で実施しており、今年度は審査の結果、次の皆様が伊勢崎法人会長賞を受賞しました。

《一般社団法人 伊勢崎法人会長賞》



税について

伊勢崎市立第一中学校 1年

尾内 結さん

私が直接、身近で関わっている税金は物を買ったり、売ったりする時にかかる消費税です。中学生になり、自分のおこづかいで一人で買い物をする機会も増えました。百円の物の買い物でも百円だけでは買えず、まとめて購入する時は表示されている金額と税別、税込みの表示と足したりかけたり、八パーセントなのか十パーセントなのかの税率とで計算が難しく少ないおこづかいで限られた財布の中身とで「足りるはずだけど足りるかな」とひそかに少しドキドキしてしまいます。なので正直にいうと消費税なんてめんどうだし、余分にお金がかかるのでなくなってしまえば良いのにと考えてしまいます。そもそも、消費税やその他父や母が納めている税金の種類や使い道、私の生活に関わる税金によってまかなわれている物に、どんなことがあるのか良くわかっていないので否定的なことばかり思うしてしまうのかもしれない。良く理解していないことに対して否定的なのは良くないと思い、調べてみることにしました。

税金には大きくわけて国税と地方税があり、それぞれ直接税と間接税があり、国に納める税は二十五種類、県に納める税は十二種類で、市町村に納める税は十三種類と多種多様にあることがわかりました。私たちが健康で文化的な生活を送るために国や都道府県、市町村では個人ができない公共サービスや公共施設などを提供しています。もし税金がなかったら、毎日登校する道が整備されていなかったり信号がなかったり、あたりまえの様に教科書を使って授業を受けることもできないし、病気になっても救急車をよぶことが出来なかったり、医療費が全額負担になったりなど大きな負担になってしまいます。このような費用の負担を皆で出し合って支える役割をもつのが税金です。

それでも誰もがすべての公共サービスや公共施設を利用するわけではないので一つの方法だけで税金を集めていると不公平が生じるということから税金は多くの種類に分類されているという訳です。

私は中学に入学し、吹奏楽部に入部しました。私が使用している楽器はフルートです。このフルートは学校のものを使用しています。先輩方の付きそいで演奏会の練習のため、市の文化ホールへ行きました。大きなステージでとてもきれいな施設です。とてもきれいな演奏を聞くことが出来ました。この施設は市の公共施設です。

あたりまえの様に利用していた物は税金によってまかなわれ、学校生活で学ぶことを豊かにしてくれていることに気づきました。

税金は、納めることの負担ばかり感じてしまい、つい否定的になりがちですが、私たちが平等に安心して生活するために使われていることを知り、税金は人を幸せにするということを信じて日々過ごしていこうと思いました。



「希望の切符」

伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校 5年

平山 優実さん

やりたいことが詰まる夏休みが始まる一週間前、部活で私は負傷した。検査した病院で「前十字靭帯断裂」「手術」という言葉を聞いたときは、絶望以外に何も感じなかった。体が思うように動かせない焦燥感、手術という恐怖が私を襲ったからだ。

しかし、落ち込んでいても何も始まらないと気づき、自分の怪我に向き合うことにした。冷静になって一番不安に思ったのが「お金」である。手術費はどのくらい負担することになるのだろうか。不安を抱いていた私を安心させたのは、ある制度だった。

「福祉医療制度」

この制度は医療費の自己負担の一部を助成する制度である。しかしながら、この制度は令和五年十月以前の対象となる子どもは中学生までであった。私には四つ年の離れた姉がいるが、高校生になるまでにかかりつけ医で花粉症の薬を貰っていたと母から聞いた。また、高校生で病気にかかったとき、診察などで料金を支払ったということも聞いた。私がかもこの制度の改正前にこの手術を受けることになっていたら、三割負担であったとしても、約二十五万から三十五万円支払わなければならなかった。この怪我以外にも損傷はあったため、更に費用がかさんでいたかもしれないと思うと、福祉医療制度のありがたさを身にしみて感じた。

無事手術が成功し、現在はリハビリをしている。このリハビリも、普通ならばお金を払わなければいけない。でも、高校生までは医療費が無料となる制度があることで、私は両親に金銭面での負担をあまりかけることなく手術を終え、リハビリをすることができている。運動することが大好きな私は、早期部活復帰を望んで手術をした。でも、手術に膨大な費用がかかってしまっていたとしたら、躊躇していたかもしれない。私にとって福祉医療制度は本当に素晴らしいものだった。

私が本来払うはずだった費用は税によって支払われている。今までの私は税について何も関心を持っていなかった。しかし、今はありがたさを痛感している。

私にとっての税は、未来を明るくする手立ての一つである。私が手術を受けられたように、誰かの未来を良くしていく存在である税。大きくなったら誰かの未来のために納税する人間になりたい。

令和7年度税制改正に関する提言 (要約)

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政政権目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

《基本的な課題》

策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

I. 税・財政改革のあり方

- ・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- ・「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
 - (1)本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
 - (2)こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
 - (3)防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
 - (1)公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
 - (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見

直すことも重要である。

- (3)少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4)介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- ・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべき

である。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。
- (1)法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。
- (2)法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。
- (3)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を

拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4)中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5)中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相

続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講ずること。

(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1)インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

(1)地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

(2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。

(3)ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1)役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

②同族会社の業績運動給与についても損金算入とすべき

(2)少額減価償却資産の見直し

(3)企業版ふるさと納税の適用期限延長

(4)中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

(1)基幹税としての所得再分配機能の回復

(2)各種控除制度の見直し

(3)個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

(1)相続税の基礎控除の見直し

(2)贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

(2)事業所税の廃止

(3)超過課税

(4)法定外目的税

5. その他

(1)印紙税の廃止

(2)配当に対する二重課税の見直し

(3)電子申告の促進

(4)森林環境税の検証

以上

Shining person

株式会社ランドアークは、伊勢崎市を中心として不動産の売買・仲介・賃貸管理を行っております。また不動産業以外に太陽光発電システムの申請、運用のコンサルティングなども行っています。

行政書士事務所とも連携しており、農地転用や相続などのお手続きのお手伝いもワンストップ窓口で可能です！

そして11月に群馬県から居住支援法人としての認可を受けましたので、今後は生活困窮者、生活保護受給者などを対象に、市と連携しながら民間のセーフティネットとして群馬県に貢献できればと考えています。

不動産業は生活の些細な事から、相続、空き家の管理など、ご家族様の将来を担う大切な仕事だと感じています。

まずどこから手を付けていいかわからない方や、ひとつの窓口で総合的に方向性を決めていきたい方など、住まいと生活で何かしらお困りの方がお近くにいらっしゃいましたら、是非お気軽にお声かけ下さい。

宜しくお願い致します。

株式会社ランドアーク

伊勢崎市八寸町4857 番地17

TEL 0270-75-4208

代表取締役 田島 尚哉

専務取締役 遠藤 奨



2025〈令和7年〉 税務カレンダー

1月

- 12月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付 1月10日(金)まで
- 納期特例の適用を受けた7月～12月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付 1月20日(月)まで
- 11月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付 1月31日(金)まで
- 11月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付 1月31日(金)まで
- 5月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付 1月31日(金)まで
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付 1月31日(金)まで
- 2月末決算法人(年3回の場合)
- 5月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 8月末決算法人(年3回の場合)

2月

- 1月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付 2月10日(月)まで
- 12月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付 2月28日(金)まで
- 12月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付 2月28日(金)まで
- 6月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付 2月28日(金)まで
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付 2月28日(金)まで
- 3月末決算法人(年3回の場合)
- 6月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 9月末決算法人(年3回の場合)

3月

- 2月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付 3月10日(月)まで
- 1月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付 3月31日(月)まで
- 1月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付 3月31日(月)まで
- 7月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付 3月31日(月)まで
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付 3月31日(月)まで
- 4月末決算法人(年3回の場合)
- 7月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 10月末決算法人(年3回の場合)

人物往来



あかぎ信用組合 赤堀支店

【所在地】伊勢崎市西久保町二丁目 114-1

【TEL】0270-62-1121

支店長 岡部 茂幸



当店は、昭和 45 年 5 月に開設し、現在 55 年目を迎えております。

当店の環境及び特性は、国道 50 号線で商圏が仕切られ、北は昔から農業世帯が多く残り、南は商業施設や住宅が多く中学校も移転しました。また、北関東自動車道伊勢崎 IC へのアクセスも良く周辺道路の整備も進み、運送関連企業の進出も増加している地域であります。当店職員構成は男性職員 6 名、女性職員 6 名の計 12 名にて営業展開しています。

支店方針は「目配り・気配り・思いやり」を支店の合言葉として①お客様目線の情報収集（何を求めているのか）②コミュニケーションの向上（仲間のために何が出来るか）により「お客様に喜ばれる店舗となる」です。

一人でも多くのお客様に良い提案を行い喜ばれる店舗となれるように日々行動して行きたいと考えております。私たちは、地域の中小規模事業者をはじめそこに勤務する方々やその家族の皆様とともに歩む信用組合でございます。そして、当組合は「信頼と成長」を経営理念とし、地域の皆様の豊かな暮らしづくりを目標に、地域に役立つ金融機関を目指しております。

最後になりますが、当組合は令和 6 年 5 月 17 日に創立 70 周年の節目を迎えることができました。これもひとえに皆様のご支援ご指導の賜物と心より感謝申し上げますとともに、地域の皆様から愛される金融機関となるよう取り組んでまいります。



臂市長・宮田議長へ

令和 7 年度税制改正に関する提言活動

令和 6 年 11 月 28 日（木）、当法人会の正副会長 5 名が、臂 泰雄伊勢崎市市長と宮田芳典伊勢崎市議会議長を訪問し、「令和 7 年度税制改正に関する提言」活動を行いました。これは、税のオピニオンリーダーとしての法人会の大きな活動の一つで、会員企業や地域にとって、より良い税制となるよう、地元選出国會議員、首長及び議長に提言書を提出するものです。（提言の要約は本紙 P 6～P 9 をご覧ください）

まず、税制委員長である下田副会長から提言内容の説明を行いました。特に「地方のあり方」では、人口減少社会が進んでいく中で、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る必要があること、東京一極集中の是正に必要な地域の活性化には地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発する必要があることを訴えました。また、税の適正な納付やその用途についても監視することが極めて重要であることから、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図ることが必要であり、当法人会でも管内小学校を対象とした租税教室を今後も開催していくことを伝えました。

これに対し、臂市長からは玉村町と連携し、税金の不適切な使い方がないよう、しっかりした市政を進めていくとのお話がありました。また、宮田議長からも中小企業の皆様に元気を与えられる税制措置を取るよう国や県に進言していくことが議会の仕事と考えているとの話がありました。



橋本会長（左）から臂市長へ



宮田議長・佐藤副議長へ

事業者の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

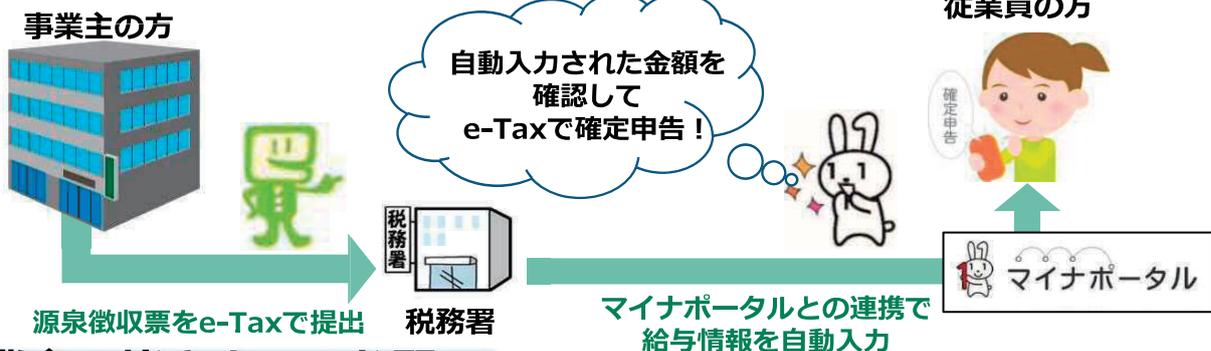
従業員の方の

e-Taxで提出すると…

確定申告がさらに簡単に!!

事業者の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業者の皆さまへのお願い

Point ①

事業者の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

! 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡

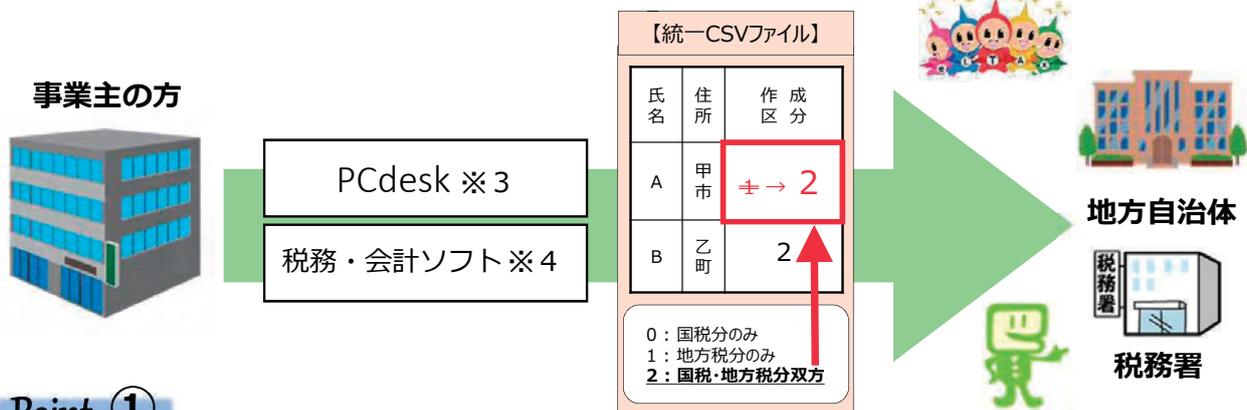


e-Taxソフト (WEB版) で源泉徴収票を提出できます!

! e-Taxソフト (WEB版) の利用方法について、詳しくは次頁をご覧ください。

給与支払報告書を eLTAXで提出されている 事業主の皆さまは 税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できます！

給与支払報告書をeLTAXで提出する際、作成区分「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出することができます！ ※1,2



Point ①

事業主の皆さまがeLTAXで提出する給与支払報告書が対象となります。

Point ②

作成区分「2」を選択すると、支払金額が500万円以下の給与所得の源泉徴収票データも税務署に提出され、従業員の方が所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、入力誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

※1 e-Taxの利用者識別番号も必要となります。

※2 eLTAXについては、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。

(源泉徴収票をe-Taxで提出する場合は、1送信当たり20MB又は6,900枚以下とする必要があります。)

※3 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。

※4 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、対応していない税務・会計ソフトもありますので、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)



関東信越国税局(令和5年11月)

自動車税(種別割)のお知らせ

◆4月1日現在の所有者に課税されます

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税(種別割)が課税されます。
(売主が割賦販売等で所有権を留保している場合は、買主である使用者に課税されます。)

◆自動車の名義変更・住所変更は3月31日までにお願ひします

自動車税(種別割)は4月1日現在の車検証上の情報をもとに課税されます。
お使いだった車を下取りに出した場合、お引越された場合などは、
車検証も必ず変更してください。

納税は口座振替が安全・便利・确实

●複数所有の自動車も、一括振替します！

自動車を複数台お持ちの場合、1回の手続きで同一名義の自動車すべてを口座振替に
できます。振替日は納期限(5月末日)(納期限が土日の場合は後ろにずれます。)

●自動車買換でも振替は継続します！

所有者の住所・氏名に変更がなければ、自動車を買換えても、そのまま口座振替
が継続されます。

申込はがき配布場所

◎行政県税事務所

◎自動車税事務所

◎市町村

◎各金融機関窓口(ゆうちょ銀行除く)など

※申込はがきは郵送でもお送りします。お気軽にご連絡ください。

お申込みは、専用の申込はがきに必要事項を記入し、
郵便ポストに投函してください。

次の納税(令和7年5月末)から
ご利用する場合
令和7年2月末<必着>まで



群馬県TAX
ホームページ

- 軽自動車税(種別割)の申し込みはできません。
お住まいの市町村にお問い合わせください。
- 個人の事業税についても、口座振替が可能です。
併せてご検討ください。

◎問い合わせ先

◇伊勢崎行政県税事務所 TEL 0270-24-4350

◇群馬県自動車税事務所 TEL 027-263-4343

伊勢崎市からのお知らせ

市税等の納付をもっと便利に、手軽に!

令和6年

10月2日開始!



WEBで
口座振替申込

簡単!

スマートフォンやPCから
簡単登録



便利!

- 金融機関への来店不要
- 土日や夜間も対応
- 申込書の記入・押印不要



対象税目等 //

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 市県民税(普通徴収) | ⑦ 保育園保育料 |
| ② 固定資産税・都市計画税 | ⑧ 介護保険料(普通徴収) |
| ③ 軽自動車税 | ⑨ 住宅使用料 |
| ④ 国民健康保険税 | ⑩ 水道料金・下水道使用料 |
| ⑤ 後期高齢者医療保険料 | ⑪ 下水道受益者負担金 |
| ⑥ 放課後児童クラブ利用者負担金 | ⑫ 学校給食費 |

対応金融機関 //

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ・群馬銀行 | ・中央労働金庫 |
| ・足利銀行 | ・あかぎ信用組合 |
| ・東和銀行 | ・ぐんまみらい信用組合 |
| ・アイオー信用金庫 | ・佐波伊勢崎農業協同組合 |
| ・しのめ信用金庫 | ・ゆうちょ銀行 |
| ・桐生信用金庫 | ※ゆうちょ銀行は⑪には対応して いません |

このポスターは環境にやさしい紙を使っています

お問い合わせ

伊勢崎市財政部収納課 TEL.0270-27-2722

<https://www.city.isesaki.lg.jp>

ウェブ口座振替 伊勢崎

検索

詳しくはHPをご覧ください

伊勢崎税務署長賞



赤堀小 間庭桜子さん

法人会長賞



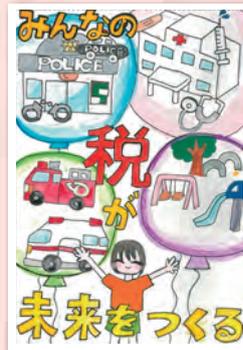
赤堀南小 高橋 渉さん

伊勢崎市教育長賞



赤堀小 石田晴希さん

玉村町教育長賞



玉村小 白石 愛さん

青年部会長賞



三郷小 板垣允彪さん

令和6年度 **税に関する絵はがきコンクール**

令和6年度税に関する絵はがきコンクールは、伊勢崎税務署管内の小学校21校（伊勢崎市19校、玉村町2校）から888点の応募がありました。10月24日（木）に伊勢崎税務署長をはじめ関係行政機関職員並びに伊勢崎法人会役員が作品の審査を行い、入賞作品36点を選定。11月28日（木）に金賞以上の16点の受賞者を対象に表彰式を行いました。

ここに、銀賞以上の入賞作品36点をご紹介します。

女性部会長賞



あずま南小 町田愛蘭さん

金賞



坂東小 御供明愛さん



赤堀小 久保田優さん



赤堀南小 根岸萌花さん



赤堀南小 伊藤心結さん



宮二小 吉山陽花さん



殖蓮小 荒川さくらさん



玉村小 小塚康介さん



宮二小 飯島心琴さん



玉村小 真庭昇翔さん



あずま南小 藤林陽奈子さん



赤堀小 白井央太さん



赤堀小 井川愛莉さん



赤堀南小 長井柚咲さん



あずま小 齋藤実咲さん



坂東小 小暮穂羽さん



赤堀小 菅原愛優香さん



広瀬小 櫻井海莉さん



赤堀小 茂木 舞さん



玉村小 反町柚希さん



上陽小 藤生美玖さん



殖蓮小 羽鳥紗良さん



三郷小 境野健汰さん



宮二小 五十嵐由乃さん



宮二小 原 琉月さん



赤堀南小 杵鞭知依さん



境采女小 栗原伶奈さん



赤堀南小 指出健輔さん



赤堀小 澤田実侑さん



あずま南小 植杉蒼乃さん



境東小 柴田優希さん

伊勢崎法人会の2024年を写真で振り返る

令和6（2024）年は、元日から石川県能登地方を震源とするM7.6の地震が発生、甚大な被害となりました。10月の総選挙では与党が過半数割れ、11月のアメリカ大統領選ではトランプ氏が再び咲きとなりました。ウクライナやパレスチナでの戦火も未だ終息の見えない不安な一年でした。しかし、7月にはパリオリンピック、8月にはパリパラリンピックが開催、オリンピックでは金20個を含む45個のメダル、パラリンピックでは金14個を含む41個のメダルを日本人アスリートが獲得するなど、明るい話題もありました。

昨年の伊勢崎法人会の活動を振り返ってみます。



新年会

(1月22日)



女性部会新年例会

(2月6日)



青年部会新年例会

(2月15日)



新設法人説明会

(3月25日)



女性フォーラム

(4月17日)



女性部会総会

(5月9日)



青年部会総会

(5月16日)



通常総会

(5月28日)



女性部会視察研修

(6月21日・22日)



花いっぱい運動

(6月25日)



全国大会

(10月3日)



決算期別説明会

(10月10日)



役員視察研修

(10月16日・17日)



税務研修会

(10月30日)



ゴルフコンペ

(11月6日)



全国青年の集い

(11月8日)



税を考える週間記念事業

(11月14日)



ランチタイム研修

(11月20日)



公開セミナー

(11月25日)



絵はがきコンクール表彰式

(11月28日)

役員視察研修

10月16日(水)～17日(木)

金沢 21 世紀美術館・ゆげや萬久・鈴木大拙館・氷見温泉郷 (うみあかり)・(株)能作・YKKセンターパーク

伊勢崎駅 7:30 集合、高崎駅集合組とともに高崎駅 8:43 発、金沢駅 11:01 着。今回は北陸新幹線の延長を活用しました。

予約の取りにくい和食レストラン「ゆげや 萬久」の「ぶどうの森」社長、本昌康氏は元ぶどう農家。発想豊かで足腰軽く、困っている人々に対して、商品開発、メキシコからシェフ招聘、ブライダルや坂茂氏設計のレストランなどなど。直近ではドバイの「オーガニック&ナチュラルプロダクツ・エキスポ」から研修生を受け入れました。昭和 27 年生まれとは思えないほど、明るく元気な人物。元々稲盛和夫氏の盛和塾で学び合った仲間です。多忙な中を迎えてくださり、お土産まで。能登の海の幸を堪能しました。

金沢 21 世紀美術館は、かつて女性部会でも訪れ、個人的にも 2 回鑑しましたが、動線がわかりにくく、混み過ぎて落ち着きません。図書館と子供の遊び場は洗練されていておすすめです。

鈴木大拙館は 21 世紀美術館から徒歩 10 分。ひっそりと佇む凄い空間に出会えます。設計者は谷口吉生氏。鈴木大拙は「人類の教師」「世界の禅僧」と言われアメリカ、ヨーロッパで講演。80 歳でニューヨークに住まい、88 歳で帰国。スティーブ・ジョブズも彼を深く信奉し、日本に学びに。その時、三条の金属研磨に出会い、その日本の洗練されたデザインと職人技に惚れ込み、iPod 第 1 号が世に出たのです。

15 歳で大拙に出会った岡村美穂子氏は「いつもの知らない生き者のしぐさ」を感じ取り、15 年間仕事と生活を支え続け、大拙が 95 歳で亡くなった後、2011 年大拙館設立後には名誉館長として「大拙先生」を伝え続け、2023 年 88 歳で没。人間としての心を支え続けた美穂子さんに大師は求めに応じて、ひら仮名で「それはそれとして だいせつ」を残されました。何とすばらしい出会いだったのでしょうか。

宿は「うみあかり」。立山連邦を一望できる露天風呂は絶景です。素朴で外湯の湯質も抜群。満月の下で宇宙のエネルギーを全身に!! コーヒーやソフトクリームも自由で、お客様に喜んで頂きたいというおもてなしが、そして笑顔がステキでした。富山湾の海の幸は海なし県にとっては最高のご馳走。朝のバイキングも手造りでした。再訪したい宿です。

2 日目は「ひみ番屋街」、車窓から「雨晴海岸」、残念ながら立山連邦は雲に隠れたまま。

10:40 (株)能作到着。オシャベリに夢中になっていると「何、この建物は?」。突然、工業団地の一面にミュージアムのようなスタイリッシュな風景があれられました。今、国内外で人気沸騰中の「踊る町工場」です。年間 12 万人の見学者 (7 割が女性)、そこには命をかけた地獄の苦しみがありました。能作克治は 1958 年生まれ、大阪芸術大学芸術学部写真学科卒。大手新聞社のカ

メラマン。铸件工場へ婿に入り、18 年間現場で修業。1 年間で体重 30 kg 減り、血液が通常 8 リットルが 4 リットル、意識がなくなりお迎えがきたそうです。働いても働いても火の車。古い工場を見学に来たある母親の「ちゃんと勉強しないとあのおじさんみたいになるよ」。この言葉で火が付き、2017 年売り上げ 13 億円の時、16 億円を投資し本社屋を新設。営業なし、社員教育なし。

☆大人気の錫婚式 ☆錫の食器で食事を楽しむ
☆見学した子供達が入社する ☆製造現場ツアー
☆MOMA ニューヨーク近代美術館での展示や三越・銀座松屋など全国展開
☆“もの”をつくるだけでなく、“こと”と“こころ”を伝えるために産業観光の推進

拠点となる新社屋は美術館を超えるほどの美空間。現場やカフェで働く社員も笑顔。館内と外の風景が一体となり、工業団地の一面であることを忘れます。能作社長の美意識は天才的 (何せ芸術学部出身ですから)。現場ツアー、ランチ、ショッピング、体験学習など、2 時間 30 分はあっという間でした。

最後の研修先は YKKセンターパーク。1904 年創業。企業理念は「善の循環」～他人の利益を図らずして自らの繁栄はない。常に社会環境を注視し改善する～組織を目指す。2020 年にベトナムに営業本部を移籍。本社は黒部市に移転。「より良いものをより安く、よりサステイナブルに」。技術革新の歴史を学ぶことができます。二代目の吉田忠裕氏は親の反対を押し切って、YKK A P を立ち上げ、結果を出しました。創業者の吉田忠雄氏は昭和に入って、これからは和装から洋服を見直し、最晩年は人件費を減らすため、ロボットの導入を考えていたそうです。約 70 の国と地域で事業展開。カーター大統領の就任式に夫妻で招待され、注目を浴びました。カーターが州知事の時代に進出していたのです。先見性は年齢だけではないようですね。

夢のような一泊三日(?)の視察研修は事務局二人の獅子奮迅の心遣いに支えられ、黒部宇奈月温泉駅 16:44 発の北陸新幹線に乗車、19:06 に無事伊勢崎駅到着。県内法人会でこのような事業を実施している単位会はありません。会の歴史と事務局のご支援、作業に感謝申し上げます。

(研修副委員長 杉原 みち子)



第40回法人会全国大会が開催

鹿児島大会



10月3日(木)、公益財団法人 全国法人会総連合主催(小林栄三会長 伊藤忠商事(株)名誉理事) 全国大会が鹿児島県の「城山ホテル鹿児島」にて、奥達雄国税庁長官や塩田康一鹿児島県知事など多数の来賓を招いて開催されました。

群馬県連では、齋藤一雄県連会長他23名、伊勢崎法人会からは、橋本公章会長、神澤秀行副会長、事務局高木が参加しました。

まず、令和7年度税制改正提言の報告がありました。(本紙6～9ページをご確認ください)

青年部会による租税教育活動事例は、佐世保法人会青年部会の発表でした。長崎国際大学の学生に青年部会役員が税知識を教え、その知識を基に学生がゼミで税に関する研究を行い、学生た

ちが創造した租税教室を実施したという報告内容でした。

健康経営活動の事例発表は、北那覇法人会青年部会。健康経営活動を継続的な取組にする為、推進体制を青年部会だけで終わらすのではなく、親会にも展開したというものでした。

また、大会宣言では異次元の金融緩和(ゼロ金利)が終了し、新たな財政再建目標の策定の重要性を訴え、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制の抜本的改革」等の実現を強く求めました。

第二部記念講演は、ANAホールディングス(株)代表取締役 片野坂真哉氏(南薩摩出身)による、「新型コロナで大打撃を受けた航空業界危機下の経営戦略を語る」と題した講演でした。ANAの成長と歴史を語り、創業から何度も危機を乗り越えて売上高が好調になってからの新型コロナによる緊急事態宣言。社員の雇用は守るが賃金カット、ボーナスゼロ、他社への出向、大型機売却、新人を採用しない等、小さな会社になって新型コロナのトンネルを抜けてきたこと。

新型コロナ後は、未来に向けて、ミラノ・ストックホルム・イスタンブール便の就航。ワクワクで満たされる世界を！と締めくくられました。

台風18号の影響で雨模様でしたが、雨の止み間に会場の4階テラスから鹿児島のシンボル桜島と錦江湾を一望する絶景を楽しむ事ができました。良い思い出になりました。

(事務局)

令和6年度玉村支部視察研修

豊洲市場・チームラボプラネッツ

令和6年9月25日(水)、支部会員・事務局職員合わせて32人が参加し、東京都江東区の豊洲市場並びにチームラボプラネッツへの視察研修が開催されました。

7時30分道の駅玉村宿を出発、小雨が降る中、10時40分に豊洲市場へ到着。

豊洲市場では、参加者それぞれが市場の様子を見学すると



ともに、新鮮な海鮮を堪能するなど、自由に楽しんでいました。

チームラボプラネッツは、デジタルテクノロジーを活用したミュージアムで、水に入るミュージアム「Water Area」と、花と一体化する庭園「Garden Area」で構成されています。参加者は入館時に素足となり、視覚や触覚でアートの世界に浸っていました。

都内の渋滞により帰着時間が予定よりも1時間遅れましたが、参加者全員が無事に視察研修を終えることができました。

(事務局)



女性部会

第102回 ウオッチザ議会

令和6年9月6日（金）午後1時、伊勢崎市議会一般質問を増田久子さんとそのご友人とで傍聴。

1 プールについて

・学校でのプール授業は泳力指導から命を守る指導へと見直す必要があり、民営プールの検討も行う。市民プール新設の考えはない。

2 歴史資産の活用について

・県内の埴輪 22 点中 9 点が伊勢崎市にある。本市は縄文土器も含めて東国文化の中心地であった。
・赤堀歴史民俗資料館の入館者は令和3年 5,882 人、4年 6,608 人、5年 7,017 人。東京国立博物館での太田市出土の「埴輪 挂甲の武人」の国宝指定 50 周年記念の特別展「はにわ」（10月16日～12月8日）で、5体の埴輪（1体は相川考古館蔵）が展示される。

3 公園利用を高めるための施策について

・華蔵寺公園利用者は令和元年 10,342 人、令和2年 1,784 人、令和3年 2,187 人、令和4年 3,718 人、令和5年 6,204 人。市民の森公園は令和元年 10,547 人、令和2年 9,673 人、令和3年 8,996 人、令和4年 11,924 人、令和5年 13,376 人。

4 企業誘致を考慮した都市計画について

・県と話し合い、定住政策を進める。

5 単身世帯高齢者支援について

・我が国の単身世帯高齢者数は 30 年間で 4 倍。本市の高齢化率もこの 20 年で 18.38% から 27.38% に増加。

6 出生率向上対策について

・未婚化が進んでいる。保育士不足。仕事と収入が課題。

7 田島弥平旧宅について

・世界遺産登録から 10 年を迎えた。この間、平成 28 年度は桑葉に 623 万円、平成 30 年度から令和 2 年度は冷蔵庫跡に 9,585 万円、令和 3・4 年度は東門に 2,527 万円の計 1 億 2,735 万円の整備状況。
・柴崎医院跡地は所有者の理解と協力で取得から寄附で協議を進めていく。
・本年度からこどもスタディツアーを実施。

8 認知症について

・認知症初期集中支援チームによる支援のほか、今年度から認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の運用を始めた。今後も認知症への支援を行うチームオレンジの体制づくりなどにより、地域での見守り体制を強化する。

9 (仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センターについて

・業務の効率化で質の高い支援ができる。
・駐車場は敷地内 96 台、第 2 駐車場 30 台。利用時間外は施錠する。
・楽しく子育て、健康生き生き空間の施設として、多くの市民が交流できる場とする。

(傍聴を終えて)

12 月議会を傍聴して気づいたことがありました。臂市長は学者と称され、環境カウンセラー（環境省）・技術士（建設部門建設環境）・測量士を取得されております。質疑の内容によっては熱が薄くもなるということ。質問する議員はその貴重な機会をもっと重要な問題として活かさないものかと強く感じました。勿論、すばらしい質疑も増えています。街の景色が変化し、街が動き出しています。市民も街を愛し、汗をかき（行動し）、会話を楽しめる伊勢崎市を目指しましょう。

(女性部会長 杉原 みち子)

第50回花いっぱい運動(社会貢献活動)

平成11年11月23日「勤労感謝の日に汗を流そう」とスタートした花いっぱい運動。当時は市役所に対し、“花を植える許可願”“年2回のための天地返し”。結果として年4回の活動。ガラ石を掘り起こし、苗代も法人会が負担しておりました。現在の共生・共創とは隔世の感ありです。だるま市（初市）のだるまの捨て場所がなくなったと批判もされました。継続は力ですね。

今年の花壇テーマは「ホワイトガーデン」に決め、事前に「フラワーショップフクシマ」に事務局と伺うものの、今年の異常現象で花々にも異常が生じて希望する苗が揃わないとのこと。天候では諦めるしかないとガッカリしていたら、当日は何とほとんど白一色の苗を載せて福島社長が到着。



社長の花への執念を思い知りました。

低木の伐採に1時間。植える以上に体力を使います。次は重要なデザイン。職人気質の社長と感性の人、ともに花々を愛する心の強い二人が火花を散らし、周りはシーン。結果、本音トークが功を奏して、これまでにないビューティフルホワイトガーデンの完成!! 大満足。

少数精鋭8人は事務局の用意して下さった温かいペットボトルにウルウル。事務局含めて地域貢献活動に汗を流しました。

そして、最高の功労者は「花のレジェンド ミスター福島氏」。かつて日本を代表して、群馬県よりイギリスで開催された「チェルシー・フラワー・ショー」に渡英された人物です。

(女性部会長 杉原 みち子)



女性部会

第4回ランチタイム研修

8月30日に予定したランチタイム研修(薬師温泉かやぶきの郷 旅籠)は台風による危険を考慮し、残念ながら中止。

そこで要望もあり、総会時に決定していた原ミュージアムアーク研修を実施。青野和子館長(福岡出身)と打ち合わせて、11月20日(水)10時に現地集合。青野館長にはA館・B館・C館・特別展示室「観海庵」、その上一般には開放されていない開架式収蔵庫まで、すべてをわかりやすく説明して下さい、他の鑑賞者を羨ましがらせたほど。

原ミュージアムアークは1988年開館、今年で36年目となり、現代アートの草的存在。公益財団法人アルカンシェール美術財団理事長 原俊夫氏は開館当初、常に嘆かれてました。「群馬県民はほとんど来館しない。建設しなければ良かった」と。開館当時よりPMOのメンバーだったので、レセプションに招待され、アーティスト・パトロン・コレクターの存在を目の当たりにした時、それはそれは別世界でした。それ以来、現代アートのとりこになりました。なぜなら、現代アートの作家は今を生きて表現し、社会の矛盾を訴え、私達に問いかけて来て、五感が鋭敏になるのです。わかる、わからないのではなく、心に響き、ワクワク、ドキドキする絶頂体験です。原ミュージアムアークは群馬の宝、誇りです。かつて美智子上皇后様が群馬に寄られて「大川美術館を訪れたい」と申された時、県庁中が大騒ぎになったと伺いました。上皇后様は高校生時代にアンリ・ルソーの評論を書かれたほど深い美意識の持主。皇室は世界に誇る万世一系の家系です。話が逸れました。

経済界でも美に関心を持つ、経営者が増殖中です。人やお金は裏切るが、文化は裏切らない、本物に気づかせてくれると。莫大な富を築いた人物J・ポール・ゲティはJ・ポール・ゲティ美術館(アメリカ・入館料ゼロ)を残しました。他にも根津美術館・三菱一号館・ブリジストン美術館・畠山美術館なども、実業家が美術館を開く家系が続いています。



原ミュージアムアークの設計者は建築界のノーベル賞と称されるプリツカー賞を受賞した磯崎新が手がけています。ちなみに88歳の米寿の祝宴はARCで催され、「芸術新潮」に大きく掲載されました。法人会メンバーは初めて知る原ミュージアムアークの存在と魅力に輝き、同時に青野館長の輝き、アートを通じて、エネルギーの交換です。アンディ・ウォーホル、ジャスパー・ジョーンズ、草間彌生、横尾忠則、奈良美智、森村泰昌、円山応挙。

赤城山を正面に真っ青な空。被爆2世の柿の木に毎年150個ほど成り、平和の象徴を伝え、春には満開の桜を迎えられます。ぜひ一度は観桜会を楽しみたいと語り合いました。

(女性部会長 杉原みち子)



女性部会

第49回税を考える週間記念事業

映画「恋するピアニスト フジコ・ヘミング」上映会

11月11日から17日の税を考える週間に合わせ、伊勢崎法人会では記念事業を実施しており、今年度は映画「恋するピアニスト フジコ・ヘミング」の無料上映会を11月14日(木)に開催しました。

当日は、会員158名、来賓を含めた一般の皆様106名の皆様に、税務署作成「税を考える週間リーフレット」や関東信越税理士会伊勢崎支部作成「Q&Aやさしい税金教室」を配布し、それぞれが税について改めて考えていただくともに、世界中から愛され、人々の心を震わせてきたピアニスト、フジコ・ヘミングの代表的な名曲を堪能していただきました。

(事務局)



(C) 2024 「恋するピアニスト フジコ・ヘミング」フィルムパートナーズ

青年部会 税務研修会

令和6年10月30日(水)午後6時より「伊勢崎法人会税務研修会」がニューいづみにて開催されました。

冒頭に泉宏彰部会長から「税金について学ぶことのできるこの機会に青年部会の若い経営者が地域に貢献して従業員の生活を守っていくためにもしっかりと勉強してきましょう。」という挨拶の後、伊勢崎税務署長の小池基之様を講師にお迎えし、「税についてあれこれ」と題して、ご講演を頂きました。

講演内容としては、相続税の基本的な仕組みについて説明しました。相続税の対象となる人の割合や、相続税申告のタイムスケジュール、基礎控除額の計算方法などが解説されました。また、相続財産の評価方法や申告期限についても言及がありました。

サザエさん一家を例に、具体的な相続税の計算方法が説明されました。土地や建物の評価額、基礎控除額の計算、相続人ごとの税額計算などが詳細に解説されました。また、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減などの制度についても説明がありました。

相続税対策として生前贈与の活用方法が説明されました。暦年贈与や相続時精算課税制度、住宅取得資金の贈与特例などの制度について詳細な解説がありました。また、最近の税制改正による影響についても言及がありました。

講演の最後に、相続税に関する相談窓口の案内がありました。国税庁のホームページやチャットボット、タックスアンサー、国税局の相談室、税理士による無料相談などの利用方法が説明されました。

今回の研修会で相続税の仕組みを学ぶことができました。今後も、税のオピニオンリーダーとしての自覚を持って、税制についての知識を深め、地域に発信し続けて参りますので、今後の税務研修への積極的なご参加をお待ちしております。

(青年部会副部会長 阿部典生)



青年部会 全国青年の集い 福井大会

第38回法人会全国青年の集い福井大会が令和6年11月7日(木)・8日(金)にサンドーム福井を主会場に開催され、「福の國より未来を研げ！～志を立て、新時代の扉を開こう～」を大会スローガンに全国から約2000名を超える青年部会員が参加し、本会からは、泉部会長を始め8名が参加しました。

1日目は全国各地を代表する仲間達による「租税教育活動プレゼンテーション」並びに「健康経営大賞」の発表をご覧いただき、今後の青年部会活動が発展していくためのヒントを見つけていただくことを目的として開催されました。

2日目は部会長サミット、会員交流分科会、笠井信輔氏(元フジテレビアナウンサー)による記念講演。大会式典では青年部会活動の柱である租税教育活動と部会員増強及び健康経営プロジェクトについて、様々な取り組みが発表されました。すべての活動表彰後の大懇親会では大いに盛り上がり閉幕となりました。

今回、福井大会へ参加し、租税教育活動、社員の健康管理等、様々な取組事例から学びを得る事ができ、とても良い大会となりました。この経験を今後の青年部会活動に活かして参ります。これからも関係各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

(青年部会副部会長 金子 秀行)





令和7年新年会開催のお知らせ

一般社団法人伊勢崎法人会新年会を次のとおり開催します。

- 日時: 令和7年1月21日(火)午後6時から
- 場所: プラザアリア 喜多町147-1 ☎0270-25-0606
- 会費: 3,000円

※皆様多数のご参加をお待ちしております。

お申し込みは、同封の開催案内をご覧ください。申込はFAXにて、1月14日(火)必着をお願いいたします。



第75回 親睦ゴルフコンペ成績

11月6日(水)玉村ゴルフ場(18ホール・パー72)にて、第75回親睦ゴルフコンペが開催されました。参加された18人の皆さんは秋晴れの穏やかな陽気の中、プレーを満喫していました。なお、上位入賞者は次のとおりです。

◇一般の部(敬称略)

| | | | |
|-----|-------|-----|----------|
| 優勝 | 金井 敦 | G97 | Net 75.4 |
| 準優勝 | 吉田 勝昭 | G91 | Net 75.4 |
| 第3位 | 吹上 弘則 | G96 | Net 76.8 |
| ベスト | 吉田 勝昭 | G91 | |

◇シニア・女子の部(敬称略)

| | | | |
|-----|-------|-----|----------|
| 優勝 | 赤石 光政 | G88 | Net 73.6 |
| 準優勝 | 井野 文隆 | G79 | Net 74.6 |
| 第3位 | 堀井 文秋 | G93 | Net 75.0 |
| ベスト | 栗原 俊夫 | G83 | |



一般の部優勝 金井 敦さん



シニア・女子の部優勝 赤石 光政さん

令和7年

これからの行事予定

| 月 | 日(曜日) | 行 事 | 場 所 |
|----|--------|----------------------------------|----------|
| 1月 | 14日(火) | 広報委員会 14:00 | 伊勢崎商工会議所 |
| | 21日(火) | 新年会 18:00 | プラザアリア |
| | 23日(木) | 決算期別説明会 14:00 | 伊勢崎商工会議所 |
| 2月 | 4日(火) | 女性部会新年例会 11:00 | プラザアリア |
| | 8日(土) | 公開セミナー 14:00 | プラザアリア |
| | 18日(火) | 総務委員会 14:00 | 伊勢崎商工会議所 |
| | 26日(水) | 県連正副会長会議・理事会 13:30 | 前橋商工会議所 |
| 3月 | 4日(火) | 正副会長等会議 14:00 | 伊勢崎商工会議所 |
| | 8日(土) | 生活習慣病健診 9:30 ※別途送付の案内でお申し込みください。 | 伊勢崎商工会議所 |
| | 13日(木) | 理事会14:00 | 伊勢崎商工会議所 |

※予定は変更となる場合があります

Editor Column

コラム



あけましておめでとうございます。

今年も恒例の正月登山を計画しています。ここ5年間続けて九州の鹿児島、宮崎の山へ行きます。全然寒くないとは言えませんが、南国であるが故、里では菜の花が満開で、標高1700mくらいの高山でも積雪はほんのわずかです。

群馬では1月と言えば赤城榛名でさえ人を拒むような厳しい様相の雪山になりますが、霧島連山をはじめ、薩摩半島や大隅半島の山々は濃い緑を蓄え、温かい日差しで私たちを迎えてくれます。古希を迎えた私はいつまで歩けるかわかりませんが、健康でいられる限り、新春行事として、正月登山を続けていきたいと思えます。

東シナ海や太平洋、そして大海原に浮かぶ屋久島や種子島など島々の眺望がこのうえなく、感動と癒しを与えてくれます。何よりも健康こそ人間にとって一番大事なものとつくづく考えさせられます。

法人会員及び社員、そしてご家族の方々の皆様も、まずもって健康に留意され、この一年を過ごされるよう祈念いたします。
(広報副委員長 高木 均)